

砂川市規則第8号

令和4年3月28日

自動車の安全運転及び整備管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

自動車の安全運転及び整備管理規則の一部を改正する規則

自動車の安全運転及び整備管理規則（昭和41年規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂川市自動車の安全運転及び整備管理規則

第1条中「次」を「、次」に改め、同条第1号中「第74条の2」を「第74条の3」に、「法令に定める資格を有する者のうちから安全運転管理者を置く。」を「置くものとし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「令」という。）第9条の9第1項に定める資格を有する職員の中から市長が選任する。」に改め、同条第2号中「第74条の2第2項」を「第74条の3第4項」に、「法令に定める資格を有する者のうちから副安全運転管理者を置く。」を「置くものとし、令第9条の9第2項に定める資格を有する職員の中から市長が選任する。」に改め、同条第3号中「所属責任者」を「運行管理者」に、「運転業務を所管する係長のうちから自動車の安全な運転について直接指示を行うため所属責任者を置く。」を「安全な運転について直接指示を行うため置くものとし、車両の配置されている所属長をもって充てる。」に改め、同条第4号中「法令に定める資格を有する者のうちから整備管理者を置く。」を「置くものとし、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の4に定める資格を有する職員の中から安全運転管理者が選任する。ただし、職員の中に適格者がいない場合は、委託することができる。」に改め、同条第5号を次のよう改める。

（5） 副整備責任者

共用車及び専用車の整備管理を所掌するため置くものとし、総務課の職員の中から安全運転管理者が選任する。

第1条第5号を第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 整備責任者

土木車両の整備管理を所掌するため置くものとし、土木課の職員の中から安全運転管理者が選任する。

第1条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（目的）

第1条 この規則は、砂川市が所有する自動車の管理の適正を期するため、法令その他別に定めるものを除くほか、必要事項を定め、もって車両の安全確保及び安全運転の推進を図ることを目的とする。

第2条中「次」を「、次」に改め、同条第2号イ中「並びに副整備管理者」を「、整備責任者及び副整備責任者」に改め、同条第3号中「所属責任者」を「運行管理者」に改め、同条第5号中「副整備管理者」を「副整備責任者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える

（5） 整備責任者

ア 整備管理者業務の補助に関する事項

イ 土木車両の整備に関し、整備管理者との連絡協議に関すること。

ウ 土木車両の整備に関し、整備管理者と連帯して車両管理を行うこと。

第3条中「自動車」を「、自動車」に、「次」を「、次」に改め、同条第1号中「点検表（別記第1号様式）に」を「砂川市車両管理規則（平成14年規則第28号）に定める運行日誌」に改め、同条第2号中「運転状況」を「運行状況」に、「所属責任者又は所属長」を「運行管理者」に改め、同条第3号中「所属責任者」を「運行管理者」に改め、同条第4号中「副整備管理者」を「整備責任者若しくは副整備責任者（以下「整備管理者等」という。）」に改め、同条第5号中「所属責任者」を「運行管理者」に、「整備管理者又は副整備管理者」を「整備管理者等」に改める。

第4条中「所属責任者」を「運行管理者」に、「整備管理者、副整備管理者」を「整備管理者等」に改める。

第5条中「整備管理者又は副整備管理者」を「整備管理者等」に改め、同条第4号中「整備記録簿」を「、整備記録簿」に、「部品等」を「、部品等」に改める。

第6条中「次」を「、次」に改め、同条第1号中「直ちに」を「、直ちに」に、「所属責任者」を「、運行管理者」に改め、同条第2号中「管理者」を「管理者等」に、「関係所属長」を「、関係所属長」に改め、同条第3号中「整備管理者又は副整備管理者」を「整備管理者等」に改める。

第7条第1号中「所属責任者、副整備管理者」を「運行管理者、整備責任者、副整備責任者」に改め、同条2号中「必要」を「、必要」に改める。

第8条中「並びに」を「及び」に、「総務部総務課」を「、総務部総務課」に改める。

別記第1号様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。